

災害救援資金の寄付と公益法人の目的の範囲

——群馬司法書士会震災復興支援金事件の東京高裁判決を素材として——

山田 創一

目 次

- 一 はじめに
- 二 事案の概要
- 三 前橋地判平成八年十二月三日判決
- 四 東京高判平成十一年三月一〇日判決
- 五 学 説
- 六 東京高裁判決の検討
- 七 終わりに

一 はじめに

災害救援資金の寄付を営利法人である会社が行う場合については、八幡製鉄政治献金訴訟最高裁大法廷判決がその判決の中で、「会社がその社会的役割を果たすために相当な程度のかかる出捐をすることは、社会通念上、会社としてむしろ当然のことに属するわけであるから、毫も、株主その他の会社の構成員の予測に反するものではなく、したがって、これらの行為が会社の権利能力の範囲内にあると解しても、なんら株主等の利益を害するおそれはないのである。」として、会社の目的の範囲内としていた。<sup>(1)</sup>

また、災害救援資金の寄付を中間法人である労働組合が行う場合については、国労四国地方本部組合費請求事件最高裁判決がその判決の中で、「本件支援資金等の中に所論のいうようにいわゆる水俣病患者救済のための資金が含まれているとしても、一の社会的存在としての労働組合が右救済のような活動を行うことは、今日における組合の社会的役割に照らしてもとよりは認されるべきであり、組合にとって決して無用のことではないから、かかる救済資金を拠出することもまた、間接ではあっても、組合の目的遂行のために必要なものとして、その費用徴収の決定は組合員を拘束すると解するのが相当である。」として、労働組合の目的の範囲内としていた。<sup>(2)</sup>

ところが、公益法人である群馬司法書士会が、阪神大震災に被災した兵庫県司法書士会・司法書士の復興を支援するため、阪神大震災救援司法書士対策本部に「復興支援拠出金」三〇〇〇万円を拠出する旨、及び、会員から登記申請一件につき五〇円の復興支援特別負担金（復興支援証紙）を徴収する旨の決議をしたことに関し、司法書士

会の目的の範囲内か否かが問題となり、一審は、「司法書士会が阪神大震災により被災した兵庫県司法書士会に金を送金することは、たといそれが倫理的、人道的見地から実施されるものであっても、法（司法書士法……筆者注）一四条二項所定の司法書士会の目的の範囲外の行為であるといわざるを得ない。」と判示し、二審は、司法書士会が災害救援資金の寄付に「応分の負担をすることも、社会的に相当と認められる限り、権利能力の範囲内にある」と判示して、結論が一八〇度異なることとなった。

この一審判決については、かつて私は、司法書士会の目的の範囲外とした結論に反対し、目的の範囲内とすべきとする判例研究を書いた。<sup>③</sup> その意味では、司法書士会の目的の範囲内とした二審判決の結論は正当と考える。しかし、いくつかの問題点が残されているので、本稿では、判例が分かれている災害救援資金の寄付と公益法人の目的の範囲の問題について、二審判決を素材として検討してみたいと思う。

## 二 事案の概要

本判決の事案は、以下のようなものであった。すなわち、群馬司法書士会は、司法書士法一四条に基づき設立された公益法人であるが、平成七年二月二五日開催の臨時総会において、次の内容の決議を行った。

(一) 阪神大震災により被災した司法書士会・司法書士の復興を支援するため、阪神大震災救援司法書士対策本部に「復興支援拠出金」三〇〇〇万円を拠出する。

(二) 右拠出金のため「復興支援特別会計」を設置する。共済特別会計から復興支援特別会計への貸出を行い、

この貸付金をもって拠出金を支出する。

(三) 復興支援特別会計は共済特別会計からの借入金のほか、次に次の各号をもって収入とし、期間三年で共済特別会計への償還を行う。

(1) 一般会計からの繰入金。ただし、役員手当の減額、事業の縮小を含めた見直し、旅費日当規定の見直し等により生じる余剰金を繰り入れる。

(2) 甲号一件につき五〇円の復興支援特別負担金(復興支援証紙)徴収による収入。

なお、右各号とも共済特別会計への償還が完了するまでの措置とし、償還完了後は旧に復するものとする。

そこで、群馬司法書士会に属する会員が、右決議は内容的にも手続的にも違法であり無効であるから、会員にはその支払義務がないとして、右決議に基づく債務の不存在の確認を求めたのが本件である。

### 三 前橋地判平成八年一二月三日判決

一審は、税理士会の政治献金を目的の範囲外とした南九州税理士会政治献金事件最高裁判決<sup>6)</sup>に依拠し、以下のよう<sup>6)</sup>に判示した。すなわち、

(a) 「司法書士会は、司法書士の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とするとして、法が、あらかじめ、司法書士にその設立を義務付け、その結果設立

されたもので、その会則の定立等には法務大臣の許可が必要とされる等、法務大臣の監督に服する団体である。また、司法書士会は、強制加入団体であつて、その会員には実質的には脱退の自由が保障されていない。」

(b) 「司法書士会は、会社とはその法的性格を明らかに異にする法人であり、その目的の範囲についても、これを会社のような広範なものと解するならば、法の要請する公的な目的の達成を阻害して法の趣旨を没却する結果となることが明らかである。」とし、さらに、司法書士会が、「強制加入団体であり、その会員に実質的には脱退の自由が保障されていないことからすると、その目的の範囲を判断するに当たっては、特に会員の思想・信条の自由を害することのないように十分配慮する必要がある。」

(c) 「司法書士会は、法人として、法及び会則所定の方式による多数決原理により決定された団体の意思に基づいて活動し、その構成員である会員は、これに従い協力する義務を負い、その一つとして会則に従つて司法書士会の経済的基礎を成す会費等を納入する義務を負う。しかし、法が司法書士会を強制加入の法人としている以上、その構成員である会員には、様々な思想・信条及び主義・主張を有する者が存在することが当然に予定されている。したがつて、司法書士会が右の方式により決定した意思に基づいてする活動にも、そのために会員に要請される協力義務にもおのずから限界がある。」

(d) 「本件のように阪神大震災により被災した司法書士会・司法書士の復興を支援するために金員を拠出するというものであつても、本来、そのような者を支援するために金員を送るか否か、仮に送るとしても司法書士会を通じて送るか否か、また、どのような方法でいかなる金額を送るか等については、各人が自己の良心

に基づいて自主的に決定すべき事柄であり、他から強制される性質のものではない。」

(e) 「公的性格を有する司法書士会が、このような事柄を多数決原理によって団体の意思として決定し、構成員にその協力を義務付けることはできないというべきであり、司法書士会がそのような活動を送金するの予定していないところである。司法書士会が阪神大震災により被災した兵庫県司法書士会に金員を送金することは、たとえそれが倫理的、人道的見地から実施されるものであっても、法一四条二項所定の司法書士会の目的の範囲外の行為であるといわざるを得ない。」

(f) 本件決議は、Yの目的の範囲外の行為を目的とするものとして無効と解するほかはない。

#### 四 東京高判平成二一年三月一〇日判決

これに対し、群馬司法書士会は控訴し、二審は、以下のように判示した。すなわち、

(a) 「司法書士会は、法一四条二項に基づき、『司法書士の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする』ものであるが、控訴人の活動は法及び会則に明示された『会員の指導及び連絡』に限られるものではなく、その目的を遂行する上で直接又は間接に必要な範囲で、司法書士制度に関連する事項につき調査、研究を行うことはもちろん、司法書士業務の改善進歩のために会員に対する研修を行い、関係団体や関係組織に働きかけ、他の司法書士会との間で業務その他について提携、協力、援助等を行うこともその活動範囲に含まれるというべきである。」

(b) 「司法書士会は、司法書士法に根拠を有する法人として、他の法人、諸団体と同様、一個の社会的組織として実在し、一定の社会的役割を果たすことも期待ないし要請されているというべきであるから、上記のような活動に止まらず、例えば災害救援金の寄付、地域社会への財産上の奉仕、各種福祉事業への資金面での協力などの面で応分の負担をすることも、社会的に相当と認められる限り、権利能力の範囲内にあるとみることができ。ただし、司法書士法の掲げる『司法書士の品位を保持し、その業務の改善進歩を図る』という司法書士会の目的達成のためには、会員の指導及び連絡という純然たる対内的な活動ばかりでなく、一定範囲での対外的な活動も予定されているというべきであり、これらの対外的な活動も右の司法書士会の目的と関連性がないとはいえず、また司法書士会においてこれらの活動をを行うことが会員の一般的利益に反するということもできないからである（むしろ、これらの対外的活動が司法書士の品位の保持、社会的地位の向上に資する場合があることは容易に推測されることである。）」

(c) 「任意団体であつて、その構成員たる社員や組合員の加入や脱退が一応自由である会社や労働組合とは異なり、司法書士会は司法書士法に根拠を有する強制会であり、会員は入会が強制され、脱退の自由も実質的に保障されていないから、会員には、様々の思想・信条及び主義・主張を有する者が存在することが当然に予定されている。したがつて、司法書士会が多数決により決定した意思に基づいてする活動にも、そのために会員に要請される協力義務にも、前記のような司法書士会の強制加入団体としての性格上おのずから限界があるといわなければならない。そこで、例えば、司法書士会が政党など政治資金規正法上の団体に金員を寄付することのように、その活動自体が司法書士会の目的の範囲外であると認められる場合もあるし、司法

書士会の活動として目的の範囲内でないとはいえないとしても、そのことから直ちに会員の協力義務を無条件で肯定することができない場合もあり得る。その限界については、問題とされている具体的な司法書士会の活動の内容、性質（特に本来の目的との関連性の有無、度合）、これについて会員たる個々の司法書士に求められる協力の内容、程度、態様等を比較考量し、司法書士会としての前記活動の必要性、多数決原理による司法書士会運営の実効性、会員個人の基本的利益の擁護ないしその抵触との調和の観点からこれを決すべきである。」

(d) 「一般に災害救援等の目的のために寄付をすること自体は、前記のとおり控訴人の権利能力の範囲を超えとはいえない。そして、特定の災害被災者支援のための寄付の財源とすることを明示してそのための会費あるいは特別の負担の拠出を会員に求めても、その用途について例えば一定の政治的又は宗教的立場に沿った運用が予定されるなど会員の政治的、又は宗教的立場や信条に対する影響が直接かつ具体的であるような特段の事情が認められない限りは、会員が金銭的負担を負わされることが直ちに一定の政治的、又は宗教的立場や信条の表明に直結するということもできないから、控訴人会が多数決によって会員に被災者支援のための金銭的負担を求めることは、これが会員の思想、信条の自由に対する何らかの制約となるとしても、その程度は軽微であつて、思想・信条等の自由を根本的に否定するほどのものではないといふべきである。」

(e) 「本件において右の特段の事情は認められないから、控訴人会による災害に対する救援のための寄付については、いかなる災害の場合に寄付をなすべきか、またその金額や資金調達の方法等については、基本的に会の自主的判断によって決められるべきものであり、多数決によりそれが決定された以上は、本件のような

震災により被害を受けた同業司法書士会・司法書士の支援のための寄付金に充てる費用負担について、これに反対の意見をもつ会員に対しても、会則及び特別負担金規則の定めによる会員の協力義務を否定すべき理由は無いというべきである。」

(f) 「本件決議による拠出金が、後に兵庫県会に設立された『阪神・淡路大震災被災市民等救援司法書士基金』に入金されて兵庫県司法書士会及び同会所属司法書士の活動を支援する結果となったこと、そのことは本件決議当時控訴人会によって予期されていたことは前認定のとおりであるが、このことは兵庫県の司法書士会・司法書士が行う業務ないし事業への間接的な経済支援であるにとどまり、控訴人会自らが被災地の他会ないし他地域の住民を対象として活動を行うものでないことは明らかである。」

(g) 「寄付の金額については、当該寄付が控訴人会の規模、予算等からしてあまりに巨額で、会の他の通常の業務運営が困難となる事態が予想されるような場合は、当該寄付については司法書士会の権利能力の範囲を超えるものとされることもあり得るし、会員に対する負担金の額が社会通念上あまりに過大で、会員の通常の業務運営や生活を脅かし、会員の一般的利益に反するような特段の事情がある場合は、会員の協力義務が否定されることもあり得る。」

(h) 「本件全立証によってもこのような特別事情の存在を認めるに足りない。かえって、前記のように、本件三〇〇〇万円は控訴人の共済会計からの借入れにより支出し、その返済は、執行部の事務経費の節約による余剰金（計画年額二〇〇万円）と受託甲号一件当たり五〇円の復興支援証紙を貼付することによる特別負担金収入（計画年額八〇〇万円）により三年間で償還することが計画され（控訴人の所属する会員全体の報酬

総額は当時年間三五億円から四〇億円と予測されていたことが認められる。)、そのとおり実行されたこと、本件の寄付財源に充てるため前記の事務経費の節減が計画されたが、控訴人の通常の業務活動に支障が生じた事情等は窺えないこと、右借入金償還は予定より約半年早い平成九年九月四日をもって完了したことが認められるところ、一方において控訴人会の規模、年間予算、活動状況等と、他方において公知の事実である阪神・淡路大震災による未曾有の被災状況並びに本件証拠上認められる兵庫県司法書士会・同会所属司法書士の被災状況及び災害後のその活動状況などからみて、本件三〇〇万円の寄付が控訴人会としての応分の範囲を超えたものとは即断できない。また、前記の控訴人の会員の報酬総額、これらから窺い得る会員一人当たりの年収、前記のように、受託甲号一件当たり五〇〇円の特別負担金は、控訴人所属の会員の一件当たり受託報酬平均二万円前後からみるとその負担割合は約〇・二パーセントに止まることなどからして、本件特別負担金の額が社会通念上会員の協力義務を否定すべきほどに過大であったとも認めることはできない(……本件の寄付金三〇〇万円は控訴人会の規模としてはやや多額との印象を受けるものの、控訴人の寄付金の額が他の司法書士会と比べてかなり突出した額となったというのは結果論であり、本件決議の最大の動機・目的となった阪神・淡路大震災の被災の規模の大きさに照らし、被控訴人らが述べるこれら諸事情を考慮しても前記判断を左右するものではない。)

(i) 「本件決議が控訴人の権利能力の範囲外であるとか、財産権の侵害、思想・信条の侵害に当たり公序良俗に反するものとして無効であるとする被控訴人らの主張は採用することができず、本件決議のうち、控訴人会の会員に対し登記申請事件一件につき金五〇〇円の復興支援特別負担金の徴収を行うとする部分は、控訴人

の会則及び特別負担金規則等の定めの下で控訴人の会員たる被控訴人らに対し支払義務を負わせるものといふべきである。」

二審判決の特徴は、司法書士会の災害救援資金の寄付を目的の範囲内とした上で、会員の協力義務の限界を判断するという国労広島地方本部事件最高裁判決<sup>(7)</sup>と同じ判断枠組みを用い、公益法人で強制加入団体である司法書士会が災害救援資金の寄付を登記申請事件一件につき金五〇円の復興支援特別負担金の徴収を行うとする方法で会員から個別徴収しても、思想・信条の自由の制約は軽微であるとして会員の協力義務を肯定するという判断を示したという点にある。

## 五 学 説

(一) 公益法人で強制加入団体である司法書士会が災害救援資金の寄付を行うために会員から特別負担金を徴収する旨の決議をすることを、目的の範囲外とする見解として以下のものがある。

① 大野秀夫「判批」判評四七四号四一頁（一九九八）

② 渡辺康行「団体の中の個人——団体の紀律と個人の自律」法教二二二号三六頁（一九九八）

③ 内田貴『民法Ⅰ 総則・物権総論』二二四頁（東京大学出版会、第二版、一九九九）

(二) 公益法人で強制加入団体である司法書士会が災害救援資金の寄付を行うために会員から特別負担金を徴収

する旨の決議をすることを、目的の範囲内とする見解として以下のものがある。

①甲斐道太郎「司法書士会『群馬訴訟』」NBL六二五号五九頁以下（一九九七）

甲斐教授は、「本件の復興資金は、被災者一般のためのものではなく、友会ないし同職の仲間の早急な立ち直りを支援するためのものであって、このような目的のために資金を集めることは、司法書士会の目的そのものに照らしても当然なざるべきことであった。」し、また、「群馬司法書士会の『復興支援拠出金』は、まさに『社会通念上』司法書士会に期待されたものであった」とされる。

②浦部法穂「群馬司法書士会『震災復興支援金』事件」国際人権九号一七頁（一九九八）

浦部教授は、「群馬司法書士会が、兵庫県司法書士会の被災者救援活動を支援するため、兵庫県司法書士会に三、〇〇〇万円を送ったものである。これは、阪神・淡路大震災という、まさに未曾有の大災害に際し、被災地の住民の権利保全という司法書士の職業上の義務を果たすための金員拠出である。」ととらえ、「群馬司法書士会が、具体的な大震災という状況の中で、司法書士に課された義務を果たすために決定した本件金員拠出は、まぎれもなく群馬司法書士会の目的の範囲内の行為であり、したがって、会員にそのための負担を義務づけることはなんら思想・良心の自由の侵害となるものではない」とされる。

③拙稿「判研」山院三九号一九四頁（一九九八）

私見は、災害救援資金の寄付一般につき、相当（応分）の範囲であれば司法書士会の目的の範囲と解する。

④倉田原志「判批」法セ五三九号一〇七頁（一九九九）

倉田助教は、「本件寄付が政治・宗教に直結せず、被災者一般のためでもなく、友会・同職の早急な立ち

直りを支援するためであったという点を重視すれば、本判決（東京高判平成一一年三月一〇日判決……筆者注）の結論の方が説得的ではないだろうか。」とされる。

## 六 東京高裁判決の検討

本判決は、司法書士会の目的の範囲を判断するにつき、「法及び会則に明示された『会員の指導及び連絡』に限られるのではなく、その目的を遂行する上で直接又は間接に必要な範囲」の活動も含むとして、「間接に必要な範囲」の活動にまで「目的の範囲」を広げ、さらに、「一個の社会的組織として実在し、一定の社会的役割を果たすことも期待ないし要請されているというべきである」ということから、「災害救援金の寄付、地域社会への財産上の奉仕、各種福祉事業への資金面での協力などの面で応分の負担をすることも、社会的に相当と認められる限り、権利能力の範囲内にある」と帰結している。そして、「これらの対外的な活動も右の司法書士会の目的と関連性がないとはいえず、また司法書士会においてこれらの活動を行うことが会員の一般的利益に反するということもできないからである（むしろ、これらの対外的活動が司法書士の品位の保持、社会的地位の向上に資する場合があることは容易に推測されることである。）」としている。

この点は、八幡製鉄政治献金訴訟最高裁大法廷判決が、「会社は定款に定められた目的の範囲内において権利能力を有するわけであるが、目的の範囲内の行為とは、定款に明示された目的自体に限局されるものではなく、その目的を遂行するうえに直接または間接に必要な行為であれば、すべてこれに含まれるものと解するのを相当とす

る。」とし、「会社は、他面において、自然人とひとしく、国家、地方公共団体、地域社会その他（以下社会等という。）の構成単位たる社会的実在なのであるから、それとしての社会的作用を負担せざるを得ないのであつて、ある行為が一見定款所定の目的とかかわりがないものであるとしても、会社に、社会通念上、期待ないし要請されるものであるかぎり、その期待ないし要請にこたえることは、会社の当然になしうるところであるといわなければならない。そしてまた、会社にとつても、一般に、かかる社会的作用に属する活動を行うことは、無益無用のことではなく、企業体としての円滑な発展を図るうえに相当の価値と効果を認めることもできるのであるから、その意味において、これらの行為もまた、間接ではあつても、目的遂行のうえに必要なものであるとするを妨げない。災害救援資金の寄附、地域社会への財産上の奉仕、各種福祉事業への資金面での協力などはまさにその適例であらう。会社がその社会的役割を果たすために相当な程度のかかる出捐をすることは、社会通念上、会社としてむしろ当然のことに属するわけであるから、毫も、株主その他の会社の構成員の予測に反するものではなく、したがつて、これらの行為が会社の権利能力の範囲内にあると解しても、なんら株主等の利益を害するおそれはないのである。」<sup>(8)</sup>としていた点を継承したものであり、正当というべきである。

Marc Epstein は、「たとえ特定の慈善献金が寄付者の法人にとつて財政上利点がないとしても、国民に対する利益はその法人に対する損害よりまさっているものであり、それゆえにそうした献金が許されるということが、現在認識されている。」とし、この点に関する注で、「『現代の状況は、法人が活動する共同社会の一員として、法人が私的責任ばかりでなく社会的責任の存在を認め、それを果たしていくことが要求されている』が故に、そうした献金は正当化されるという増大しつつある確信を、近年の慈善献金の分野での判決は、反映してきた。」と指摘してい

るが、本判決が「一個の社会的組織として実在し、一定の社会的役割を果たすことも期待ないし要請されている」と判示したり、八幡製鉄政治献金訴訟最高裁大法廷判決が「会社に、社会通念上、期待ないし要請されるものであるかぎり、その期待ないし要請にこたえることは、会社の当然になしうるところである」と判示したりした根底に、こうした法人の社会的責任の認識があるといえる<sup>(10)</sup>。

なお、判例は、民法四三条の目的の範囲内か否かの判断につき、①目的遂行に必要な行為も含むこと、②当事者の主観を考慮せず客観的に判断すること、③具体的事情を考慮せず抽象的に判断することという判断基準を確立してきたが<sup>(11)</sup>、非営利法人の場合には、具体的事情によって「目的の範囲」か否かを判断したものもあり客観的抽象的基準説に統一されたとはいえない状況にある<sup>(12)</sup>。本判決は、「寄付の金額についていえば、当該寄付が控訴人会の規模、予算等からしてあまりに巨額で、会の他の通常の業務運営が困難となる事態が予想されるような場合は、当該寄付については司法書士会の権利能力の範囲を超えるものとされることもあり得る」とした上で、「本件三〇〇〇万円は控訴人の共済会計からの借入れにより支出し、その返済は、執行部の事務経費の節約による余剰金（計画年額二〇〇万円）と受託甲号一件当たり五〇〇円の復興支援証紙を貼付することによる特別負担金収入（計画年額八〇〇万円）により三年間で償還することが計画され（控訴人の所属する会員全体の報酬総額は当時年間三五億円から四〇億円と予測されていたことが認められる。）、そのとおり実行されたこと、本件の寄付財源に充てるため前記の事務経費の節減が計画されたが、控訴人の通常の業務活動に支障が生じた事情等は窺えないこと、右借入金<sup>(13)</sup>の償還は予定より約半年早い平成九年九月四日をもって完了したことが認められるところ、一方において控訴人会の規模、年間予算、活動状況等と、他方において公知の事実である阪神・淡路大震災による未曾有の被災状況並びに本

件証拠上認められる兵庫県司法書士会・同会所属司法書士の被災状況及び災害後のその活動状況などからみて、本件三〇〇〇万円の寄付が控訴人会としての応分の範囲を超えたものとは即断できない。」と判示したり、「本件の寄付金三〇〇〇万円は控訴人会の規模としてはやや多額との印象を受けるものの、控訴人の寄付金の額が他の司法書士会と比べてかなり突出した額となったというのは結果論であり、本件決議の最大の動機・目的となった阪神・淡路大震災の被災の規模の大きさに照らし、被控訴人らが述べるこれら諸事情を考慮しても前記判断を左右するものではない。」と判示したりして、具体的事情に基づき「目的の範囲」を判断していると解される。前田教授は、営利法人の営利行為については客観的抽象的に「目的の範囲」か否かを判断されるが、営利法人の非営利行為及び非営利法人の営利行為・非営利行為については具体的事情によって「目的の範囲」か否かを判断される<sup>13)</sup>。私も、この立場に賛成しているが<sup>14)</sup>、本判決も非営利法人の非営利行為につき具体的事情によって「目的の範囲」か否かを判断している点で評価できるといえる。とりわけ、後述するように法人の寄付行為の金額の多寡が「目的の範囲」に影響を与え、権利能力の範囲を左右すると解する以上、法人の非営利行為については、具体的事情によって「目的の範囲」か否かを判断すべきである。

ところで、本判決は、このあと、強制加入団体であることから思想・信条の自由との関係で会員に要請される協力義務にも限界があるとし、①そもそも目的の範囲外の行為であるか否か、②目的の範囲内の行為であるとしても協力義務を否定すべき場合か否かを検討すべきとし、その判断は「問題とされている具体的な司法書士会の活動の内容、性質（特に本来の目的との関連性の有無、度合）、これについて会員たる個々の司法書士に求められる協力の内容、程度、態様等を比較考量し、司法書士会としての前記活動の必要性、多数決原理による司法書士会運営の

実効性、会員個人の基本的利益の擁護ないしその抵触との調和の観点」から行うとする。

そして、①の目的の範囲外の行為か否かについては、「一般に災害救援等の目的のために寄付をすること自体は、……控訴人の権利能力の範囲を超えとはいえない。」としている。こうした判示からするならば、本件のような阪神大震災の「被災司法書士会・司法書士の業務の円滑な遂行を経済的に支援することにより、司法書士会・司法書士の機能の回復に資することを目的とする趣旨のもので、その使途目的及び拠出方法の公的性格に着目していうならば、控訴人会からの『公的支援金』ともいえるものである。」とされる災害救援資金の寄付ばかりでなく、仮に被災司法書士会・司法書士の個人的ないし物理的被害に対する直接的な金銭補填や見舞金という趣旨の寄付であったり、司法書士会・司法書士に限らない一般被災者の個人的ないし物理的被害に対する直接的な金銭補填や見舞金という趣旨の寄付であったとしても、司法書士会の「目的の範囲」とする立場に立っているといえる。その意味で、本判決は、公益法人による災害救援資金の寄付を広く「目的の範囲」内とする立場に立っており、妥当な判断といえる。<sup>15)</sup>そして、本件では争点となっていないが、群馬司法書士会は、平成七年二月二五日開催の臨時総会において決議された本件拠出金以外に、平成七年二月一日に義捐金三〇〇万円（内訳は一〇〇万円は任意の募金によりまかない、二〇〇万円を群馬司法書士会の一般会計から支出）とハンディワープロ四台を兵庫県司法書士会に寄贈しているが、こうした寄付も、本判決の立場からすれば当然「目的の範囲内」といえる。

本判決と一審判決を対比したとき、災害救援資金の寄付の内容・程度が、阪神大震災の「被災司法書士会・司法書士の業務の円滑な遂行を経済的に支援することにより、司法書士会・司法書士の機能の回復に資することを目的とする趣旨のもので、その使途目的及び拠出方法の公的性格に着目していうならば、控訴人会からの『公的支援

金」ともいえるものである。」とされる寄付<sup>16</sup>で、しかも、「受託甲号一件当たり五〇円の特別負担金は、控訴人所属の会員の一件当たり受託報酬平均二万円前後からみるとその負担割合は約〇・二パーセントに止まる」という程度の負担を会員に求めたにすぎないのに、一審判決は、こうした寄付でさえも司法書士会の「目的の範囲外」としたのは、あまりに不当な結論であった。

なお、本判決は、「寄付の金額についていえば、当該寄付が控訴人会の規模、予算等からしてあまりに巨額で、会の他の通常の業務運営が困難となる事態が予想されるような場合は、当該寄付については司法書士会の権利能力の範囲を超えるものとされることもあり得る」としていることから、金額の多寡が「目的の範囲」を左右する立場に立っている。鈴木教授は、こうした立場につき、八幡製鉄政治献金訴訟最高裁大法廷判決についての論文の中で、「それは法的安定を害するものであって、私は到底賛成できない。」とし、「もらわないでも仕方がない寄付をもらうのだから、その効果について危険を負担しても仕方がないというような論理が簡単に肯定できるだろうか。寄付を受けたあとでそれが無効とされた場合に、善意者はただ現存利益の限度で返還すればよいとしても、現存の意義に関する普通の解釈によれば、受贈者にとって大変なことである。ことに、この場合の寄付の効力を決定する基準は、その寄付の相手方と会社との関係、その会社の規模、資産状態など諸般の事情を考慮して社会的に相当ないし応分とみとめられる金額というのであるから、それはあいまいきわまるものであって、このような基準による判定は当の会社にとってすら容易なことではない。いわんや相手方にとっては不可能といっても過言ではあるまい。当該寄付の金額だけを考えても、たとえば科学振興のため巨額の財団法人を設立したら、その効力も前記の基準によって判定されることにならざるをえないが、それでよいだろうか。さらに、会社がすでに寄附した額も諸般

の事情として考慮されなければならないとしたら、どういふことになるか。既往の寄附額をも合わせて、それが応分を超える、それ以後の寄附が無効となるといふのかもしれないが、既往の寄附額など第三者には知る由もないことである。同様に、会社の資産状態ないし業績も、外部からは必ずしもうかがい知れないものであるが、それでも仕方がないというのは、寄附を受けた者の地位をあまりにも不安定にするものである。松田裁判官は、このような漠然たる基準も判例の積み重ねによつて次第に明らかになるといわれるが、『応分』の程度が個々の具体的に定まるものである以上、それは不可能なことではあるまいか。」とされる。<sup>17)</sup>しかし、八幡製鉄政治献金訴訟最高裁大法廷判決で、補足意見を書いた松田裁判官は、金額の多寡が「目的の範囲」を左右するとの立場に立ち、「寄附の効力がきわめて不安定になるとの非難」を予想して、次のように論じている。すなわち、「それは、従来、『正当の事由』ということが、各場合の状況により具体的に判断されるに類するといえよう。そして、会社による寄附の効力は、新しく提起された問題であるが、やがて判例の積み重ねによつてその基準が次第に明らかになつてゆくであろう（会社関係において画一的基準が明らかでないことは、望ましいことではない。しかし、止むを得ない場合には、かかることを生じるのである。たとえば、株式の引受または株金払込の欠陥がある場合、それがいかなる程度のものとき会社の設立無効を来すかは、具体的に決める外はないのである）。そして、その献金が会社の権利能力の範囲外の行為として無効と認められる場合でも、相手方の保護を全く欠くわけではない。何となれば、これを約した会社の代表取締役は、民法一一七条により相手方に対しその責に任ずべきものだからである。かくて、叙上に照して多数意見を見るならば、それは会社がその企業としての営利的活動の面において認められた広範囲の権利能力をば、不当に会社の行う政治献金にまで拡大したものとごく思われる。そして、多数意見によるとき

は、会社の代表者が恣意的に当該会社としては不相応の巨額の政治献金をしたときでも、それが有効となり、その事により会社の経営が危殆に陥ることすら生じ得るであろう。かかることは、企業の維持の点よりしても、また、社会的観点よりしても、寒心すべきはいうまでもないのである。」としていた。また、同様に補足意見を書いた大隅裁判官も、金額の多寡が権利能力の範囲を左右するとの立場に立ち、「いわゆる相当（応分）の限度を越えてなされた行為は、相手方の善意悪意を問わず、無効であるにかかわらず、その相当性の限界が不明確であるから、法的安定を妨げる、とする批判」を予想して、次のように論じている。すなわち、「上述のごとき行為については、通常の取引行為におけるとは異なり、取引安全の保護を強調する必要はなく、むしろ会社財産が定款所定の目的を逸脱して濫費されないことについて有する社員の利益の保護が重視さるべきものと考える。」としていた。整理するならば、この点に関する対立は、第一に、金額の多寡が権利能力の範囲を左右するとすると基準が不明確となることからこれを排除し、法的安定性を重視するか、あるいは、判例の積み重ねによりある程度は基準は明確となるのであり、法律概念の抽象性から、一定程度の不明確さが残るのはやむを得ないとし、むしろ具体的妥当性を重視するかという点にあり、第二に、取引の安全を重視するか、あるいは、構成員の利益の保護を重視するかという点にあり、第三に、寄附を受けたあとでそれが無効とされた場合に民法七〇三条の返還義務を負う受贈者の不利益を重視するか、あるいは、寄附を受けたあとでそれが無効とされ民法七〇三条で現存利益が返還させられたとして、受贈者は、民法一一七条によりこれを約した会社の代表取締役<sup>(18)</sup>に責任を追及したり、民法四四二項により「其事項ノ議決ヲ賛成シタル社員、理事及ヒ之ヲ履行シタル理事其他ノ代理人」に賠償の連帯責任を追及できることを重視するかという点にある。思うに、有効・無効となる基準が不明確という点については、民法一一〇条の

「正当事由」が問題となる場合、民法九〇条の「公序良俗」が問題となる場合、民法一条の「信義誠実の原則」「権利の濫用」が問題となる場合には、有効・無効の基準がある程度不明確となるのは不可避であり、鈴木教授が法人にこれらの規定の適用を一切否定するならば一貫するがそうでない以上、民法四三条の「目的の範囲」内か否かを判断するにあたって金額の多寡が影響を与え基準がある程度不明確となることを一切認めないとすることは、説得力に欠けると思われる。法人の目的に関する「判例法理は、法人の種類（営利・公益・中間）に応じて、具体的に妥当な解決をはかるための技術的手段として、換言すれば、法人の種類に応じて、法人の構成員の利益と第三者の利益を適当に調整するための『一般条項』的なものとして、巧みに用いられて来たといえる」<sup>(20)</sup> であり、こうした「一般条項」としての性格に鑑み、基準がある程度不明確となることは不可避といふべきである。むしろ、営利法人の非営利行為及び非営利法人の行為の場合には、構成員の利益あるいは公益を第一次的に保護すべきであり、受贈者の保護は民法一一七条ないし民法四四二条二項などでその保護を図ることも足りるというべきである。従って、金額の多寡が「目的の範囲」に影響を与え、権利能力の範囲を左右すると解したい。<sup>(22)</sup>

次に、②の目的の範囲内の行為であるとしても協力義務を否定すべき場合か否かという点に関し、「特定の災害被災者支援のための寄付の財源とすることを明示してそのための会費あるいは特別の負担の拠出を会員に求めても、その使途について例えば一定の政治的又は宗教的立場に沿った運用が予定されるなど会員の政治的、又は宗教的立場や信条に対する影響が直接かつ具体的であるような特段の事情が認められない限りは、会員が金銭的負担を負わされることが直ちに一定の政治的、又は宗教的立場や信条の表明に直結するということもできないから、控訴人会が多数決によって会員に被災者支援のための金銭的負担を求めることは、これが会員の思想、信条の自由に対

する何らかの制約となるとしても、その程度は軽微であつて、思想・信条等の自由を根本的に否定するほどのものではないというべきである。」と判断している。この判断は、本判決が「思想・信条の侵害に当たり公序良俗に反するものとして無効であるとする被控訴人らの主張は採用することができず」としていることから、民法九〇条の問題として扱っているといえるが、①の民法四三条の問題と、②の民法九〇条の問題とで、会員の思想・信条の自由の侵害の有無を判断するにつき、①で「目的の範囲」内としながら、②で協力義務を否定すべき場合がある（二段階説）ことを前提として議論しているとするならば、疑問である。労働組合の政治献金を目的の範囲内とした上で、組合員の協力義務を否定した国労広島地方本部事件最高裁判決の枠組みを踏襲したものと思われるが、思想・信条の自由（憲法一九条）が民法四三条を通じて私人間に間接適用されることが前掲南九州税理士会政治献金事件最高裁判決で認められている以上、<sup>23</sup>憲法が間接適用される限りにおいて、①の民法四三条違反と②の民法九〇条違反は同一の判断になると解される。この点、四宮教授が、法人の政治献金は「一応目的の範囲内ではあるが、もう一ぺん社会的妥当性の判断を加え、そしてまた目的の範囲の問題に返ってくる。そのような二重構造になっていると考えるのです。」と分析し、「金の行方がどうなるかは、あまり本質的な問題ではない。つまり、どの政党を支持するか、どの政党に献金すべきかは、個人が判断すべきだという見地から考えていくのです。」として、法人の政治献金を民法九〇条の公序良俗違反ととらえ、法人の政治献金を結局、法人の目的の範囲外と解されている。<sup>24</sup>この見解が、公序良俗違反であるから目的の範囲外になるとする二重構造に立脚している点は反対であるが、個人の思想・信条の自由との関係で①の民法四三条違反と②の民法九〇条違反が同一の判断になる（一段階説）としている点は注目してよいといえよう。公序良俗違反のところでは、強行規定またはその精神に違反する事項の発生を目的

とする行為、人倫に反する行為、射倖的行為、正義の觀念に反するもの、暴利行為などの民法四三条のところでは問題となりえない議論<sup>(25)</sup>もあるが、本件では、思想・信条の自由の侵害という憲法の間接適用が問題となる場面であるから、「控訴人会が多数決によって会員に被災者支援のための金銭的負担を求めることは、これが会員の思想、信条の自由に対する何らかの制約となるとしても、その程度は軽微であつて、思想・信条等の自由を根本的に否定するほどのものではないというべきである。」という点から、端的に目的の範囲内であると同時に公序良俗に反しないと論じてもよかつたのではなからうか。国労広島地方本部事件最高裁判決の判断枠組みは、思想・信条の自由（憲法一九条）が民法四三条を通じて私人間に間接適用されるという構成を知らない時の判断枠組みであり、思想・信条の自由（憲法一九条）が民法四三条を通じて私人間に間接適用されることを認めた前掲南九州税理士会政治献金事件最高裁判決によって、すでに克服されているとみるべきである。<sup>(26)</sup>

なお、一審判決は、「本件のように阪神大震災により被災した司法書士会・司法書士の復興を支援するために金員を拠出するというものであつても、本来、そのような者を支援するために金員を送るか否か、仮に送るとしても司法書士会を通じて送るか否か、また、どのような方法でいかなる金額を送るか等については、各人が自己の良心に基づいて自主的に決定すべき事柄であり、他から強制される性質のものではない。」としており、本判決の「控訴人会が多数決によって会員に被災者支援のための金銭的負担を求めることは、これが会員の思想、信条の自由に対する何らかの制約となるとしても、その程度は軽微であつて、思想・信条等の自由を根本的に否定するほどのものではないというべきである。」としている点と対比するとき、対照的である。政治献金と異なる災害救援資金の寄付についてまで、構成員の思想・信条の自由を理由に法人が行うことができなとするならば、これは少数者の

専制であり、構成員の考え方が異なる問題は構成員の思想・信条の自由を理由に公益法人の活動が大幅に制約されることになる。<sup>(27)</sup> 一審判決は、「会員の思想、信条の自由に対する何らかの制約となるとしても、その程度は軽微であつて、思想・信条等の自由を根本的に否定するほどのものではない」という問題についてまで、「各人が自己の良心に基づいて自主的に決定すべき事柄」として多数決原理による決定を否定したところに誤りがあり、<sup>(28)</sup> こうした一審判決の論理をとるならば、「控訴人会の会員について火災等の被災の場合拠出される見舞金は五〇万円であること（共済規則一八条）」という点についても、「各人が自己の良心に基づいて自主的に決定すべき事柄」として司法書士会が会員に見舞金も送れなくなるばかりか、会員の結婚、出産や葬儀といったことに関する慶弔金も司法書士会は支出できなくなり、さらには、「各人が自己の良心に基づいて自主的に決定すべき事柄」と主張する会員からの訴訟によつて公益法人の活動はストップし、萎縮効果による自己抑制によつて公益法人の活動が停滞したものとなるおそれがある。その意味で、この点に関する本判決は正当と考える。我妻教授は、「社团は、その構成員に対して、多かれ少なかれ、これを強制する力を有することをその本質とする。総会は、……多数決によつて活動するものであつて、少数派はこれに服従すべきことも、その本質だというる。そして、社团に入社することは、この強制を受けることを認容したものといわねばならない。」とされるが、<sup>(29)</sup> 災害救援資金の寄付はまさにこうした多数決原理によつて決すべき問題であるといえよう。

私は、南九州税理士会政治献金事件の最高裁判決が、「特に、政党など規正法上の政治団体に対して金員の寄付をすらかどうかは、選挙における投票の自由と表裏を成すものとして、会員各人が市民としての個人的な政治的思想、見解、判断等に基づいて自主的に決定すべき事柄であるというべきである。」とした上で、「税理士会が、この

ような事柄を多数決原理によって団体の意思として決定し、構成員にその協力を義務付けることはできないというべきであり、「税理士会がそのような活動をするには、法の全く予定していないところであ」って、「たとい税理士に係る法令の制定改廃に関する要求を実現するためであっても、……税理士会の目的の範囲外の行為といわざるを得ない。」と判示している点を、多数決原理によっても奪われない構成員の固有権を認めたものと解している。すなわち、参政権につらなる構成員の投票の自由ひいては構成員の思想・信条の自由、政治的行為をなす自由を、構成員の固有権ととらえ、こうした固有権を侵害するから税理士会の目的の範囲外になると判示したと解している。<sup>(30)</sup>一方、本判決は、「控訴人会が多数決によって会員に被災者支援のための金銭的負担を求めることは、これが会員の思想、信条の自由に対する何らかの制約となるとしても、その程度は軽微であって、思想・信条等の自由を根本的に否定するほどのものではない」としており、法人の自主的な多数決原理による意思決定によって決していくことができる問題であって固有権を侵害しないことから、司法書士会の目的の範囲内とされる事例であったと考える。<sup>(31)</sup>

もつとも、「三〇〇〇万円」という金額は本件決議がされた前後の控訴人の年間予算約九〇〇〇万円の三分の一の金額に相当すること、これまでの新潟地震や北海道奥尻島沖地震、長崎県雲仙普賢岳噴火災害の災害に対し儀礼の範囲を超える義援金を送られたことはないこと、控訴人会の会員について火災等の被災の場合拠出される見舞金は五〇万円であること（共済規則一八条）、他の兵庫県司法書士会以外の司法書士会から兵庫県司法書士会が設置した阪神淡路大震災市民等救援司法書士基金に寄せられた金員の額は、兵庫県会自らが拠出した六〇〇〇万円を除けば、東京会五〇〇万円、三重県会一〇〇〇万円、広島県会一〇〇〇万円、栃木県会約七七四万円、愛知県会四〇〇

万円、京都会一〇〇〇万円、岡山県会一〇〇万円等であることからすると、本件の寄付金三〇〇〇万円は控訴人会の規模としてはやや多額との印象を受ける」かもしれない。しかし、「本件三〇〇〇万円は控訴人の共済会計からの借入れにより支出し、その返済は、執行部の事務経費の節約による余剰金（計画年額二〇〇万円）と受託甲号一件当たり五〇〇円の復興支援証紙を貼付することによる特別負担金収入（計画年額八〇〇万円）により三年間で償還することが計画され（控訴人の所属する会員全体の報酬総額は当時年間三五億円から四〇億円と予測されていたことが認められる）、そのとおり実行されたこと、本件の寄付財源に充てるため前記の事務経費の節減が計画されたが、控訴人の通常の業務活動に支障が生じた事情等は窺えないこと、右借入金償還は予定より約半年早い平成九年九月四日をもって完了したことが認められる」ことからするならば、多額であっても社会的相当性を欠く金額であつたとまでいうことはできず、また、社会的相当性を欠く金額でない限りどの災害にどの程度寄付するかは団体自治の問題として多数決原理による法人の意思決定により決すべき問題といえよう。

## 七 終わりに

本判決の控訴人の主張において、以下の事実の記述がある。すなわち、「平成七年一月一七日に発生したマグニチュード七・二の地震は、阪神淡路地区を中心に死者六四二六名、重軽傷者四万三七二二名の人的被害と、一部損壊を含む倒壊住宅四八万八二二二棟、全焼住宅六四一八棟という甚大な被害を与えた。これに伴い司法書士会が開設した法律相談所には市民からの法律相談が殺到し、とりわけ平成七年一月二七日から二月二八日までは、連日一

日百件をはるかに超える件数の相談があり、平成七年一月から同八年二月までの間に、兵庫県内における相談件数は一万八六六〇件、相談場所数は三三三八、総相談員数は五七〇一（うち他会が一五六一）であった。兵庫県司法書士会は、こうして殺到する法律相談に応じ、国民の権利の保全に寄与する職責と使命を果たさんと全力を尽くしたが、兵庫県司法書士会自体、被災地区に事務所を有するほぼ全員が被害を受けたといっても過言でなく、死亡した会員は二名、建物が全壊した会員八七名、半壊した会員一六〇名という状況であった。そこで、兵庫県司法書士会は、平成七年一月三〇日に日本司法書士会連合会、各ブロック会、各単体会宛に『：会員二名の死亡をはじめ、事務所の崩壊、自宅の崩壊等多大な被害が発生しており、事務所内の破損等は被災会員のほとんどが被っている状態であります。会員の事務所、自宅の回復並びに今後の先行きを考えますときに多大の不安があり、特に経済面における不安は特別であります。本会といたしましては、このような悩みを持つ多数の被災会員を抱えておりますものの、司法書士の職責に鑑み近日中に市民法律相談を電話にて受け付ける予定であり、司法書士制度の存続にかけて頑張る所存でありますので、連合会及び各単体会におかれましても、出来る限りのご支援をいただきたく特別の配慮を心よりお願いする次第であります。』等と記載した報告書を提出している。」と記述されている。こうした日本司法書士会連合会の単体会である兵庫県司法書士会の危機的な状況に対し、日本司法書士会連合会の単体会である群馬司法書士会は会を挙げて組織的にしかも最大限ともいえる誠意を持った対応をしたのであった（このことは、群馬司法書士会が拠出した三〇〇〇万円は、兵庫県会自らが拠出した六〇〇〇万円を除けば、東京会五〇〇万円、三重県会一〇〇〇万円、広島県会一〇〇〇万円、栃木県会約七七四万円、愛知県会四〇〇万円、京都会一〇〇〇万円、岡山県会一〇〇〇万円に比べ多いことから伺える）。

それにもかかわらず、一審判決は、「各人が自己の良心に基づいて自主的に決定すべき事柄であり、他から強制される性質のものではない。」として、群馬司法書士会の活動を目的の範囲外とした。しかし、会員の一般的利益に反せず、司法書士の品位の保持、社会的地位の向上に資すると思われる災害救援資金の寄付を、しかも、法人が活動する共同社会の一員としての社会的責任を果たすための寄付を、一部の災害救援資金の寄付をしたくないと考える会員のために、群馬司法書士会が組織的に行えなくなってしまうのは、不当ではなからうか。

ところで、営利法人よりも非営利法人の方が、公益性（公益法人）あるいは法人の社員自身の利益保護（中間法人）の観点から「目的の範囲」を厳格に考える傾向があり、また、任意加入団体よりも強制加入団体の方が「目的の範囲」を厳格に考える傾向があるが、総論としてはそのようにいえるとしても、各論としては非営利、強制加入団体であることから安易に「目的の範囲外」に結びつけるべきではない。そもそも営利性・公益性あるいは任意加入団体・強制加入団体といった団体の性格は、「法人の目的」を決定づける**具体的基準**としては機能しない。もともと、「法人の存立と活動の究極目的が営利であれ公益であれ、それを達成する手段として必要とされるであろう私法上の法律行為の種類が本来的・客観的に限定されるとは、とうてい考えられない。」<sup>(35)</sup>のであり、「団体の属性（営利性、非営利性、公益性）を満足するために選択できる手段には、少くとも理論上は制限がない」<sup>(36)</sup>のであって、直ちに論理上「目的の範囲外」に結びつかない。また、任意加入団体の場合に脱退の自由が保障されていて脱退することがいろいろな利害から困難な場合もあり、任意加入団体の場合に反対であるなら構成員であることをやめればよいという論理を振りかざすのは、問題の解決を誤り、「目的の範囲外」とすべきものを「目的の範囲内」に持ち込む危険がある。この点、蟻川助教の指摘が重要である。すなわち、「団体言論への反対者にとって、

脱退の自由があることは、決定的に重要な『担保』である。しかし、このことを逆手にとつて、『いやなら出ていけ』と迫ることは、断じて許すべきではない。反対ならば脱退すればよいと云うのは、問題の解決ではなくて、回避である。いやなら出ていけばいい、というのは、いわば『最後の議論』である。それは、団体言論への反対と団体への帰属意識とに引き裂かれた当の反対者自身が文字通り最後に出す『切り札』としてこそ決定的に重要なのであつて、もし第三者がこの選択肢を彼に勧めるならば、それは、そのとき、『議論』であることをやめるだろう(ultima ratio が、『最後の議論』であるとともに、『戦争(ultima ratio regum)』でもあることは、暗示的である<sup>(27)</sup>)。アメリカの一九八六年一月五日の連邦最高裁のマサチューセッツ市民生活協会事件判決は、「法人の資産や利益を要求するような株主や密接な利害関係人をもたない」団体であることなどから、法人の政治献金・政治的支出を禁止する連邦法は適用しないと解して法人の政治的支出を認めたが、これを裏返すならば、任意加入団体であつたとしても、その組織と関係を絶つために経済上その行動を妨げる利害を有している株主や密接な利害関係人がある場合には、その者を保護するため法人の政治献金・政治的支出を禁止する連邦法を適用すべきということになり、任意加入団体の場合に反対であるなら構成員であることをやめればよいという論理を振りかざして法人の政治献金・政治的支出を認めるとしていない点も、参考になる<sup>(38)</sup>。

税理士会の政治献金を目的の範囲外とした南九州税理士会政治献金事件の前掲最判平成八年三月一九日判決は、①税理士会が公的な目的を有していること、②税理士会が強制加入団体であり、実質的には脱退の自由が保障されていないことのみならず、③政治献金は投票の自由と表裏をなし構成員が自主的に決定すべき事柄であることをあげていた点を重視すべきである。一審判決と本判決で結論を一八〇度異にした理由は、まさに災害救援資金の寄付

を政治献金の場合と同じく構成員が自主的に決定すべき事柄であると評価できるか否かという点にあったといえる。この点に関し、本判決が指摘することく、「控訴人会が多数決によって会員に被災者支援のための金銭的負担を求めることは、これが会員の思想、信条の自由に対する何らかの制約となるとしても、その程度は軽微であつて、思想・信条等の自由を根本的に否定するほどのものではない」のであり、災害救援資金の寄付は構成員が自主的に決定すべき事柄と解すべきではない。構成員が災害救援資金に寄付をしない自由を、多数決原理によつても奪われない権利であるとみることができず、災害救援資金の寄付をするかどうか、そしていくら寄付するかは、多数決原理によつて自主的に各单位司法書士会が決定してよい問題と解すべきであろう。

浦部教授が、一審判決とそれに賛同する学説に対し、災害救援資金の寄付を「『本来、各人が自己の良心に基づいて自主的に決定すべき事柄』だと平然といつてのけ、さらに、それに説得力を感じているようでは、どうして『人権の世紀』に向けた『国際的な責務』を果たすことはできないであろう。」と厳しく批判されていたが、こうした指摘を重く受けとめる必要があるのではなからうか。

〈註〉

- (1) 最大判昭和四五年六月二四日民集二四卷六号六二五頁。
- (2) 最判昭和五〇年一月二一日判時七九八号一四頁。
- (3) 前橋地判平成八年一月三日判時一六二五号八〇頁。
- (4) 東京高判平成十一年三月一〇日判時一六七七号二二頁。
- (5) 拙稿「判研」山院三九号一七二頁(一九九八)。

(6) 最判平成八年三月一九日民集五〇卷三号六一五頁。

(7) 最判昭和五〇年一月二八日民集二九卷一〇号一六九八頁。

この判決は、以下のように判示している。すなわち、「労働組合は、労働者の労働条件の維持改善その他経済的地位の向上を図ることを主たる目的とする団体であつて」、組合員の「協力義務も当然に右目的達成のために必要な団体活動の範囲に限られる」とし、「労働組合の活動に「格別の立法上の規制が加えられていない場合でも、問題とされている具体的な組合活動の内容・性質、これについて組合員に求められる協力の内容・程度・態様等を比較考量し、多数決原理に基づく組合活動の実効性と組合員個人の基本的利益の調和という観点から、組合の統制力とその反面としての組合員の協力義務の範囲に合理的な限定を加えることが必要である。」とする。そして、「労働組合が労働者の生活利益の擁護と向上のために、経済的活動のほかに政治的活動をも行うことは、今日のように経済的活動と政治的活動との間に密接なし表裏の関係のある時代においてはある程度まで必然的であり、これを組合の目的と関係のない行為としてその活動領域から排除することは、実際のでなく、また当を得たものでもない。それゆえ、労働組合がかかる政治的活動をし、あるいは、そのための費用を組合基金のうちから支出すること自体は、法的には許されたものというべきである」とする。ところで、「政治的活動は一定の政治的思想、見解、判断等に結びついて行われるものであり、労働組合の政治的活動の基礎にある政治的思想、見解、判断等は、必ずしも個々の組合員のそれと一致するものではないから、もともと団体構成員の多数決に従つて政治的行動をすることを予定して結成された政治団体とは異なる労働組合としては、その多数決による政治的活動に対してこれと異なる政治的思想、見解、判断等をもつ個々の組合員の協力を義務づけることは、原則として許されないと考えるべきである。かかる義務を一般的に認めることは、組合員の個人としての政治的自由、特に自己の意に反して一定の政治的態度や行動をとることを強制されない自由を侵害することになるからである。」政治意識昂揚「資金は、総選挙に際し特定の立候補者支援のためにその所属政党に寄付する資金であるが、政党や選挙による議員の活動は、各種の政治的課題の解決のために労働者の生活利益とは関係のない広範な領域にも及ぶものであるから、選挙においてどの政党又はどの候補者を支持するかは、投票の自由と表裏をなすものとして、組合員各人が市民としての個人的な政治的思想、見解、判断ないしは感情等に基づいて自主的に決定すべき事柄である。したがって、労働組合が組織として支持政党又はいわゆる統一候補を決定し、その選挙運動を推進すること自体は自由であるが……、組合員に対してこれへの協力を強制することは許されないというべきであり、その費用の負担についても同様に解すべき」であるとして、政治意識昂揚資金についての臨時組合

費の納入義務を否定した。

また、南九州税理士会政治献金事件の高裁判決（福岡高判平成四年四月二四日判時一四二二号三頁）も、南九州税理士会が南九州各県税理士政治連盟に対して寄付を行うことは、南九州税理士会の目的の範囲内の行為であるとした上で、会員から特別会費を徴取することが会員の「政治的思想、信条の自由を侵害するもので許されないとするまでの事情には該当しない」として、会員の協力義務を肯定しており、目的の範囲内とした上で構成員の協力義務の限界を判断していることから、判断枠組みは同じといえよう。

(8) 拙稿・前掲注(5)一八八頁以下。

なお、八幡製鉄政治献金訴訟最高裁大法廷判決のこの部分の判示部分については、「ほとんど反対説はない」と指摘するものとして、甲斐道太郎「政治献金と税理士会の目的の範囲」リマックス一五号八頁（一九九七）。

(9) Marc Epstein, *Civil Responsibility for Corporate Political Expenditures*, 20 UCLA L. Rev. 1327, 1338 (1973)

(10) 八幡製鉄政治献金訴訟最高裁大法廷判決で補足意見を書いた松田裁判官は、「会社の寄附に関し、最初は、それが会社の利益のためになされた場合にかぎり、その効力を認め、慈善のための理由だけの寄附は認められなかったこと、その寄附が会社事業に益し、または、従業員の健康、福祉を増進するためのものであればこれを認めるに至ったこと、そして、次第に慈善事業のための寄附が広く認められるに至った」ことにつき、「それは会社制度の発展に従い、会社企業の行動が社会の各方面に影響することが大となるに伴って、会社がある種の寄附をすることが、いわば、その『社会的責任』として認められるに至ったものとい得よう。」と指摘される。また、八幡製鉄政治献金訴訟最高裁大法廷判決が、「企業の長期的利益に向けての会社行動を是認したことは、会社のなす寄附以外についても企業の社会的責任のために会社が行動しうることを認めたものとも評価されうる」と指摘するものとして、森田章「会社の政治献金」倉澤康一郎教授還暦記念『商法の判例と論理—昭和四〇年代の最高裁判例をめぐって』六九頁（日本評論社、一九九四）。

なお、企業の社会的責任論に関し、森田章「米国における企業の社会的責任論の展開（一）」民商七〇巻三号三一頁以下（一九七四）、同「米国における企業の社会的責任論の展開（二）完」民商七〇巻四号六六頁以下（一九七四）、中原俊明「米法における Corporate Social Responsibility の発展と現状（一）」民商七二巻三号三頁以下（一九七四）、同「米法における Corporate Social Responsibility の発展と現状（二）完」民商七二巻四号三頁以下（一九七四）、河本一郎「企業の社会的責任—法

- 学的考察」ジュリ五七八号一〇六頁以下（一九七五）、同「社会構造の変化と株式会社法」神戸二三卷一・二号一九頁以下（一九七三）、永井和之「会社法の意義」永井和之ほか『現代商法Ⅱ 会社法』六頁以下（三省堂、一九八四）、同「商法の意義」永井和之ほか『現代商法Ⅰ 総則・商行為法』一一頁以下（三省堂、一九八六）参照。
- (11) 大判大正九年七月三日民録二六輯一〇四二頁、最判昭和二十七年二月一五日民集六卷二七七頁、最判昭和三〇年一月二九日民集九卷二二号一八八六頁、前掲最大判昭和四五年六月二四日。
- (12) 非営利法人の場合、具体的事情によって「目的の範囲」か否かを判断したと解されるものがある一方で（最判昭和三十三年九月一八日民集一二卷一三三〇二七頁、最判昭和三十五年七月二七日民集一四卷一〇号一九一三頁、最判昭和四一年四月二六日民集二〇卷四号八四九頁）、近時の判例は客観的抽象的基準を用いて判断していると解されるが、こうした判例については事案の特殊性があることから（最判昭和四四年四月三日民集二三卷四号七三七頁（手形振出の事案）、最判昭和四四年七月四日民集二三卷八号一三四七頁（組合員の相互扶助的性格が強い労働金庫の事案）、最判昭和四五年七月二日民集二四卷七号七三一頁（手形保証の事案）、客観的抽象的基準説に統一されたとはいえない状況にある。こうした点を指摘するものとして、林良平「前田達明編『新版注釈民法（2）』二五九頁以下（高木多喜男）（有斐閣、一九九二）、前田達明「判批」星野英一「平井宜雄編『民法判例百選Ⅰ総則・物権』二三頁（有斐閣、第四版、一九九六）、山崎敏彦「法人の目的の範囲」森泉章教授還暦記念『現代判例民法学の課題』三三頁（法学書院、一九八八）、小林一俊「判研」金判七四一四八頁（一九八六）。
- (13) 前田達明「法人の目的」法教二二三号一三頁以下（一九九八）。
- (14) 拙稿「政治献金と法人の目的の範囲」アメリカにおける政治資金規制を素材として（二・完）山院四二号五八頁（一九九九）。
- (15) 「五 学説」に引用した甲斐教授、浦部教授、倉田助教授の見解は、司法書士会が一般被災者の個人的ないし物理的被害に対する直接的な金銭補填や見舞金という趣旨の寄付を行った場合まで広く「目的の範囲」内とする立場でないように解せられるが、法人の社会的責任の見地から、本判決のように災害救援資金の寄付を行った場合には広く「目的の範囲」内と解してよいと考える。もっとも、David A. Grossberg は、「献金の目的は、会社の能力の範囲内でなければならぬ。もし、献金の目的が単なる会社の経営陣の個人的ひいきの表れであるならば、その献金は ultra vires であり、会社の浪費に対する株主の救済策が利用できないであろう。」と指摘するが（David A. Grossberg, The Constitutionality of the Federal Ban on Corporate and Union

Campaign Contributions and Expenditures, 42 U. Chi. L. Rev. 148, 156 n. 52 (1974)、「理事の親戚の家が台風による河川の氾濫で床上浸水したような場合に、災害救援資金の寄付という体裁をとりながら公益法人が寄付をするようなときは、理事の「個人的ひいきの表れ」として「目的の範囲外」とされる場合もあろう。

- (16) 国鉄労働組合が、石炭産業の合理化に伴う炭労閉鎖と人員整理を阻止することを目的として使用者に対し企業整備反対闘争を行う三井三池を中心とする炭労を支援するため、臨時組合費を組合員から徴収した事件に関し、一審（広島地判昭和四二年二月二〇日判時四八六号七二頁）・二審（広島高判昭和四八年一月二五日判時七二〇号一〇二頁）は国鉄労働組合の「目的の範囲外」としたのに対し、最高裁（最判昭和五〇年一月二八日民集二九卷一〇号一六九八頁）は、次のように判示して国鉄労働組合の「目的の範囲内」とした。すなわち、「労働組合ないし労働者間における連帯と相互協力の関係からすれば、労働組合の目的とする組合員の経済的地位の向上は、当該組合かぎりの活動のみによつてではなく、広く他組合との連帯行動によつてこれを実現することが予定されているのであるから、それらの支援活動は当然に右の目的と関連性をもつものと考えるべきであり、また、労働組合においてそれをするのがなら組合員の一般的利益に反するものでもないのである。それゆえ、右支援活動をするかどうかは、それが法律上許されない等特別の場合でない限り、専ら当該組合が自主的に判断すべき政策問題であつて、多数決によりそれが決定された場合には、これに対する組合員の協力義務を否定すべき理由はない。右支援活動の一環としての資金援助のための費用の負担についても同様である。」としている。司法書士制度は、「登記、供託及び訴訟等に関する手続の円滑な実施に資し、もつて国民の権利の保全に寄与することを目的とする」（司法書士法一条）ものである以上、群馬司法書士会が、他の単位司法書士会と連帯して司法書士制度の目的の実現を図つていくことを否定すべきでなく、また、震災における司法書士の充実したサービスの提供が司法書士に対する信頼を高め、ひいては群馬司法書士会の所属司法書士に対する群馬県民の信頼にも影響を与えることに鑑み、群馬司法書士会が兵庫県司法書士会・同会所属司法書士の機能の回復に資することを目的として支援することは、労働組合の右判例の場合と同様に「目的の範囲内」とすべきであつたと考える。そもそも司法書士会が災害救援資金の寄付を行うことは「目的の範囲内」と解するが、百歩譲つたとしても、本件のような兵庫県司法書士会・同会所属司法書士の機能の回復に資することを目的とした「公的支援金」ともいえる寄付は、当然「目的の範囲内」とすべきであつたと解する。

- (17) 鈴木竹雄「政治献金事件の最高裁判決について」商事五三二号四頁以下（一九七〇）。

鈴木教授は、八幡製鉄政治献金訴訟最高裁大法廷判決が、「会社による政治資金の寄附は、客観的・抽象的に観察して、会社

の社会的役割を果たすためになされたものと認められるかぎりにおいては、会社の定款所定の目的の範囲内の行為であるとするに妨げないのである。」(傍点筆者) としている点に関し、「全体の論調からすると、具体的な場合にその寄附が会社の社会的役割を果たすためになされたものとみられるか否かを問題として、それが肯定される限度においてのみ会社の権利能力をみとめ、したがってその限度を越えれば無効とするという趣旨ではないであろう。すなわち、政党に対する政治資金の寄附は、客観的・抽象的に観察すると、会社の社会的役割を果たすためになされる性質のものであるから、会社の目的の範囲内の行為とみとめられるべきものであって、具体的な場合における応分の範囲内のものかどうかは、取締役の忠実義務の問題であるというのが、判旨の構想ではないかと思う。補足意見は、判旨がこのような考えであるならば、それは誤りであるとして、書かれたものと思われる」と指摘される(鈴木・前掲四頁)。右判旨を同様に、「会社のなしうる政治献金の限度を認めたものと解すべきではない」と指摘するものとして、服部栄三「判批」矢沢博ほか編『商法の判例』一二頁(有斐閣、第三版、一九七七)。

(18) 理事等が虚無人を代理した場合に民法一一七条の責任を認める見解(幾代通『民法総則』三六七頁(青林書院、第二版、一九八四))を参考にすべきである。

(19) 民法四四二条二項の場合には、「理事等の行った行為が法人の目的の範囲外であるというだけでは足りず、理事等の故意・過失・権利侵害といった一般不法行為の要件が被害者との関係で充足されていることを、被害者が主張立証しなければならない。」のに対し、民法一一七条の場合には、「当該行為が『目的の範囲内』であって理事等に代理権があつたことを、理事等の側で証明できなければ、それだけで取引の相手方は理事等に対して、損害賠償のみならず、履行の請求さえできる。」ことから、民法一一七条の追及の方が民法四四二条二項の追及より利用しやすいことを指摘するものとして、浜田道代「会社の目的と権利能力および代表権の範囲・再考(中)」曹時五〇巻一〇号二頁(一九九八)。

(20) 柳川俊一・最高裁判所判例解説民事篇昭和四五年度(下)八八事件評釈(法曹会、一九七二)。

(21) 前田・前掲注(13)一四頁以下参照。

(22) 金額の多寡によっては、無効となることを認めるものとして、石井照久『商法論集』六一頁(勁草書房、一九七四)、近江幸治『民法講義Ⅰ(民法総則)』一〇〇頁(成文堂、一九九二)、河内宏「法人の目的の範囲」森泉章ほか編『民法基本論集一巻』六六頁(法学書院、一九九四)、遠藤浩『民法基本判例 1総則』三五頁(信山社、一九九五)、船越隆司『民法総則 理論と実際の体系Ⅰ』三八五頁(尚学社、一九九七)がある。また、前田教授も、営利法人の政治献金を目的の範囲内とすることにつ



れ以上は、社団の目的、加入・脱退の難易、制限が加入するときの定款の規定によるか、それともその後多数決で変更された規定によるかなど、種々の点を考慮して決定されるべきである」とされる（我妻・前掲注（29）一七八頁）。

なお、税理士会の政治献金を目的の範囲外とした前掲最判平成八年三月一九日の判例時報・判例タイムズにおける判例解説において、「今後、法人実在説の限界や多数決原理によつても奪われない構成員の固有権の問題（我妻・民法総則一七八ほか）、さらには、憲法上保障された個人の参政権や思想信条の自由との関連についてもさらに具体例に基づく論究が進み、学説が発展することが望まれる。」（「判解」判時一五七一号一八頁（一九九六）、「法人実在説の限界や多数決原理によつても奪われない構成員の固有権の問題（我妻・民法総則一七八ほか）」、さらには、憲法上保障された個人の参政権や思想信条の自由との関連について、さらに具体例に基づいて憲法及び民法の両分野を合わせた学説が発展し、進化することが望まれる。」（「判解」判タ九一四号六四頁（一九九六））と指摘されており、この問題が構成員の固有権の問題であるという認識を有している点は看過してはならないであろう。

その意味で、相本教授（現・河内教授）が、「団体の意思是、多くの場合、多数決によつて決められる。しかし、団体に関する事柄のすべてを多数決で決めてよいかはきわめて問題である。団体は一定の目的のために形成されたのであるから、目的の範囲内の事柄であれば、多数決で決めうるであろうが、目的の範囲外のことは、多数決によりえない、というべきであろう。会社や労働組合の政治献金は、この意味で、きわめて問題だと思われる。会社や労働組合は、自然人と同様、社会的実在であるというところで、政治献金を認めることは、問題の所在を隠すことになると思われる。我が国では、多数決によつても奪われえない構成員の『固有権』を認める考えが弱かったように思われるが、団体の目的という観点から、構成員の固有権の問題が検討されるべきではあるまいか。」と指摘されるのは（相本宏「法人論」星野英一ほか編『民法講座Ⅰ』一七四頁〔有斐閣、一九八四〕）、問題の核心をついたものといえよう。

また、参政権につらなる構成員の投票の自由ひいては構成員の思想・信条の自由、政治的行為をなす自由を、構成員の固有権ととらえることができる点については、拙稿・前掲注（14）五九頁以下の注（73）参照。

(31) 拙稿・前掲注（5）一九四頁。

(32) 遠藤・前掲注（22）三七頁、前田・前掲注（22）五九頁、近江・前掲注（22）一〇二頁、星野英一『民法概論Ⅰ（序論・総則）』一三四頁（良書普及会、改訂版、一九九三）、四宮和夫『能見善久『民法総則』一〇八頁（弘文堂、第五版、一九九九）、

内田貴「民法Ⅰ 総則・物権総論」二二五頁（東京大学出版会、第二版、一九九九）。

なお、河内教授は、営利法人の場合には民法四三条が機能を喪失し、中間法人の員外取引の場合や公益法人の場合には民法四三条が機能しているとし、協同組合の員外取引に民法四三条が機能する正当性を、税法上・金融上の保護が与えられている協同組合が一般金融市場へ進出することを禁止する国家の政策に求めている（河内宏「民法四三条・五三条・五五条（法人が権利を有し義務を負う範囲と理事の代表権）」広中俊雄・星野英一編『民法典の百年Ⅱ 個別的観察（Ⅰ）総則編・物権編』四七頁以下〔有斐閣、一九九八〕）。

また、森泉教授・鍛冶教授も、非営利法人に関する判決は営利法人の場合に比して、「目的ノ範囲」に関する判断が厳格であるとするが、森泉教授は、その根拠を、中間法人の場合には「取引の相手方を保護するより、法人の財政的基礎の安定をはかることによって、構成員の利益を保護しようとする、いわば後見的保護主義の思想が存する」とし、公益法人の場合には「一定の財産を基礎にして公益目的を達成しなければならぬ。そのため、財産が公益事業以外に流出しないよう財産の確保が要請される。」とするのに対し（遠藤浩ほか編『有斐閣双書・民法(1)総則』八六頁以下〔森泉章〕〔有斐閣、第四版、一九九六〕、鍛冶教授は、その根拠を後見的保護主義の思想あるいは助成団体性に求めることに反対し、法規上および定款上の厳しさに求めるべきとする（鍛冶良堅「法人の『目的ノ範囲』」星野英一ほか編『民法講座Ⅰ』一八五頁以下〔有斐閣、一九八四〕）。

(33) 内田・前掲注(32)二二五頁、吉川栄一「判研」NB L六三一号五八頁（一九九七）、芦部信喜「法人の人権—人権の享有主体(4)」法教一〇七号七五頁以下（一九八九）、佐藤幸治「憲法」四二六頁以下（青林書院、第三版、一九九三）。

(34) 解釈を行う指針として、こうした態度で臨むことはあつてよいと考える。その意味で、前述したように、営利法人の営利行為については第三者の利益を第一次的に保護し客観的抽象的に「目的の範囲」か否かを判断する一方、営利法人の非営利行為及び非営利法人の営利行為・非営利行為については構成員の利益あるいは公益を第一次的に保護し具体的事情によって「目的の範囲」か否かを判断するということは認めてよいと考える。そもそも営利法人たる会社は、法律の定める組織を備え登記をしたときに法人の成立が認められており（商五七条、有四条）準則主義が採用され、構成員の合意のみで「目的」を変更でき（商七二条、商三四二条以下、有四七条以下）、また、子会社を自由に設立し得るのに対して、非営利法人のうちの中間法人は、同業者や同一の社会的地位にある者の利益保護のため特別法によって法人格を与えられたものであるし（例えば、労組一条、農協五条、生協四条、地自二六〇条の二）、非営利法人のうちの公益法人は、その設立に主務官庁の許可を必要とし（民三四条）、その

業務は主務官庁の監督に属し（民六七条）、「目的」以外の事業を行った場合には主務官庁が設立許可の取消しをなすことができる（民七一条）点で差異があることから、「目的の範囲」か否かを判断するにあたっては、客観的抽象的基準で行うか具体的事情を考慮する基準で行うかの差異が生じることは不当な差別ということではできないであろう。

(35) 幾代・前掲注(18) 一二二頁。

また、我妻教授も、「法人の行為能力の範囲は、その法人の担当する社会的作用を完全に達成するために必要な行為のすべてに及ぶべきであつて、この根本理論は、法人の種類によつて動かされるものではない。」と指摘され（我妻・前掲注(29) 一五九頁）、松坂教授も、「目的の範囲内の行為は、その法人の営む社会的作用を達成するために必要なすべての行為を包含すべきで、法人の種類によつて区別されるものではない」と指摘される（松坂佐一「民法提要 総則」一三九頁〔有斐閣、第三版・増訂、一九八二〕）。なお、我妻教授は、「公益法人ないし公共的性質の強い非営利法人について、その目的を達するに適当な行為という理論の適用が営利法人の場合より狭くなると論ずることは、必ずしも不当ではあるまい。」とされ（我妻・前掲一五八頁以下）、松坂教授も、公益法人につき比較的厳格に解する態度をとることを「一応理解することができ」とされており（松坂・前掲一三九頁）、営利法人よりも非営利法人の方が「目的の範囲」を厳格に考える傾向があることを総論としては認めているが、各論としては非営利法人であることから安易に「目的の範囲外」に結びつけていない点に注意をする必要がある。

(36) 橋本基弘「非政治団体の政治的活動と構成員の思想・信条の自由（上）」高知女子大学紀要四一巻九〇頁（一九九三）。

なお、同様に、営利性・公益性が具体的に権利能力の限界を画する基準になりえないことを指摘するものとして、西原・前掲注(23) 一〇二頁、渡辺・前掲注(26) 一三頁、拙稿・前掲注(5) 一九一頁、青柳幸一「団体の規律と個人の自由」受新四九卷七号一四頁（一九九九）。

この点に関し、竹内教授が、「職業野球が株式会社形態で行われているのに対して、職業的な相撲は公益法人たる相撲協会によつて行なわれている。この二つの事業を、公益性の有無・濃淡を基準として区別することは不可能であろう。また、東京新聞は戦時中から戦後しばらくの間、文化放送も設立当初からしばらくの間、公益法人の形で営まれていたが、現在はいずれも株式会社形態に改めている。しかし株式会社になったことによつて、その事業の公益性に変化があったとは思われない。」と指摘し、「公益法人は、公益そのものの推進を目的とする必要はないのであつて『公益に関する社団または財団』であればよく、じつじつ性質的には営利会社と同じ事業を行っているものが少なくない。」と論じているのは、示唆的である（竹内昭夫「会社法における

る Ultra Vires の原則はどのようにして廃棄すべきか」〔一九六五〕米法四六頁)。

(37) 蟻川恒正「思想の自由と団体紀律」ジュリー一〇八九号二〇四頁(一九九六)。

(38) この判決の内容は以下の通りである。すなわち、マサチューセッツ州法の下で設立され非営利、非株式の法人であるマサチューセッツ市民生活協会が、連邦選挙に際し“pro-life” candidates (妊娠中絶合法化に反対する候補者)への投票を呼びかけ、その候補者の写真を掲載するなどしたニューズレターの特別号を発行して販売し、その費用として九八二・七六ドルを法人の一般基金の資金から支出したことから、すべての法人に対しPACを通さない寄付・支出を禁止した連邦法違反が問題になった。

最高裁は、ニューズレター特別号の発行は連邦法の禁止の範囲内にあるとしつつも、マサチューセッツ市民生活協会に適用される限りで合衆国憲法第一修正に違反するとの判断を示し、すべての法人の寄付・支出禁止規定に限定的な例外を認めた。そして、①「政治思想を促進するために特に形成され、営利活動に携わることができない」団体であること、②「法人の資産や利益を要求するような株主や密接な利害関係人をもたない」団体であること、③「営利法人や労働組合によって設立されたものでなく、そうした法人から寄付を受けない方針である」団体であることから、連邦法をマサチューセッツ市民生活協会に適用することは言論の自由を侵害するとした(Federal Election Commission v. Massachusetts Citizens for Life, 479 U.S. 238 (1986))。なお、Cort v. Ash, 422 U.S. 66 (1975)事件において、アメリカの連邦最高裁は、連邦免許銀行及び会社の政治献金を禁止した「一九〇七年の法律(ティルマン法)の立法史は、……普通株主の保護はせいぜい二次的関心事であるということを示している。むしろ、一九〇七年の法律、及び、その規定を若干変更して三二三条として再び規定した一九二五年の連邦腐敗行為防止法……の主要な目的は、連邦選挙が『金の力から解放されている』……ということを保証することであり、『気前の良い選挙運動の献金のために、営業上の利益を捜しだし、時にはそれを得させてくれる政党への明らかな影響力』……を取り除くことである。こうして、その立法は、主として集合された富の源、そしてそれゆえに腐敗させうる影響の源として会社に関係するものであり、会社と株主の間の内部関係に直接関係するものではない。」としている(Cort v. Ash, supra at 81-82)。そして、「普通株主の保護はせいぜい二次的関心事である」という点に関する注において、連邦免許銀行、会社もしくは労働団体による寄付もしくは支出に関する合衆国法典第一八篇「第六一〇条は、後に労働組合をその政治献金禁止の中に含むように拡張された。こうした拡張の歴史は、すでに詳しく語られてきた。……当裁判所は、連邦議会が、永続的に第六一〇条を労働組合に拡張するに際し、政治目的のための組合基金の使用から組合員を保護することに対して関心を示したことを認める。……会社について

は金権選挙からの解放を強調し、労働組合については少数組合員の保護を強調するというこうした相違は、株主は株を自発的に取得し、株を処分する自由を有しているのに対して、組合員の資格と組合費の支払いが、組合保障条項（労働協約中、締結当事者たる組合への従業員への加入を強制するなど、当該組合の勢力を維持・強化するために設けられた規定……筆者注）や組合費の控除の規定（使用者が組合員たる労働者の賃金から組合費を控除して、これを一括して労働組合に交付する規定……筆者注）のために、しばしば非自発的であるという認識を反映しているかもしれない。」と指摘している（*Cort v. Ash*, supra at 81 note 13）。しかし、右判決がそもそも第六一〇条の第一次目的を選挙に対し不当な影響力を行使することを防止すると解する点については、むしろ、反対意見を有する組合員や株主といった少数派の利益（minority interest）を保護することをその主要目的と解する見解が有力である。（*David A. Grossberg*, supra note 15, at 151 et seq. 及び *Holt, Michael D., Corporate Democracy and the Corporate Political Contribution*, 61 *Iowa L. Rev.* 545, 557, 558, 562 (1975) など、後者の文献は *Id.* at 579 頁）*Cort* 判決は、第六一〇条の基本目的とみなされるべきものである少数者の利益保護に、十分な重要性を与えることを怠っているがゆえに、先例としての価値が疑わしいと言える」と指摘している。この点はひとまず置いたとしても、「判決のために提示された主たる争点は、法人が『大統領及び副大統領が投票されることになる選挙に関して献金又は支出』を行うことを禁ずる刑法規定である合衆国法典第一八篇第六一〇条により、会社役員に対する私法上の損害賠償請求権が、会社の株主の利益となるように黙示的に含まれているかどうかということである。当裁判所は、そのような連邦上の請求権を含んでいることは、第六一〇条の立法の文脈によって示されていないし、その法律の制定の連邦議会の目的を達成するために要求されていないとの結論を下す。」（*Cort v. Ash*, supra at 68-69）ということを根拠づけるために、右判示は展開されたものであり、こうした請求権が否定される限りにおいて、「普通株主の保護はせいぜい二次的関心事である」としているのである。連邦最高裁は、法で禁止されているようにあくまでも会社の政治献金は許されないと考え、「普通株主の保護はせいぜい二次的関心事である」という論旨から、連邦選挙が「金の力から解放されている」限り会社の政治献金は許されると帰結しているわけではない点は看過すべきではないであろう。従って、*Cort v. Ash* 判決を根拠に、任意加入団体であるから、構成員の保護は二次的関心事で、「目的の範囲」を緩やかに解してよいとすることはできないと考える。

(39) 浦部・前掲注(27)一八頁。

付記 本稿執筆に当たり、山梨学院大学総合図書館の事務長斉木高明氏をはじめ職員の方々には資料収集で御世話になったが、とりわけ他の図書館からの相互貸借、文献複写依頼担当の細内良香氏には、大変御世話になった。この場を借りて、心より御礼申し上げます。